

議案第79号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年9月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年9月29日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第46条の2」の下に「（船員である職員に関する部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成6年6月24日から適用する。